

洛西ニュータウン内の公共空間を活用した 市民協働によるまちづくりの支援業務 委託仕様書

1 業務の目的

洛西ニュータウンは、まちびらきから50年近くが経過し、少子高齢化の進行や公共空間の老朽化等に伴う地域の活力低下が課題となっている。こうした状況を受け、本市では洛西地域の活性化を目的として、令和5年度に「洛西“SAIKO”プロジェクト」を立ち上げ、全庁一丸となって様々な施策を展開している。

その一環として、広場や公園等の公共空間における利活用の方向性を示した「洛西グランドデザイン2033（以下「グランドデザイン」という。）」を策定し、これを踏まえて令和6年度から市民協働の取組「RAKUSAI Pub. Lab.（以下「パブラボ」という。）」を開始した。さらに、パブラボを通じて実際に公共空間を活用した際の意見等を反映させた「洛西タウンセンターエリアにおける公共空間再整備構想」を策定した。

これまでのパブラボの歩みとして、令和6年度には市民が主体となって公共空間を利活用する機運の醸成を図り、まずは小さく始めてみる社会実験を実施した。続く令和7年度には、その取組を日常化に向けて社会実験を実施したところである。

本業務は、これらの取組を踏まえ、パブラボによる活動が将来にわたり持続可能なものとなるよう、自主的な運営体制の構築を図るとともに、活動の輪を広げるためのネットワーク形成を促進するなど、パブラボの自走化に向けた伴走支援を行うことを目的とする。

2 業務委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

タウンセンターエリアを中心とした公共空間の利活用を促進するとともに、パブラボが自走化するよう、次の業務を行う。

(1) パブラボの運営支援

パブラボの自走化に向けて、定期的な集いの場を設けるなど、効果的な運営手法を検討・構築すること。併せて、パブラボ参加者（以下「参加者」という。）が自らの企画を自主的に実現できるよう、実践的な勉強会を開催するなどの伴走支援を行うこと。

実施方法や実施回数については、参加者の活動状況や受託者の提案を踏まえ、本市との協議により決定する。

なお、ワークショップ等の会場について、有償の会場を利用する際は、その使用料は受託者側で負担すること。

(2) 自走化を見据えた参加者企画への支援

パブラボの自走化を見据え、参加者自らが企画する活動が円滑に実施できるよう、伴走支援を行うこと。実施頻度は参加者の活動状況に応じて柔軟に対応することとするが、概ね3ヶ月に1回程度を目標とする。

なお、参加者企画の実施に必要な備品や消耗品等については、参加者が自ら用意できるものを前提とし、広報材料については受託者側で用意すること。

(3) 活動を広げるためのネットワーク作り

パブラボを継続・発展させるためには、認知度の向上と参加者の拡大が不可欠であることを踏まえ、地域の関係団体やまちづくりに興味のある市民に対し、積極的なアプローチや連携を促進するための必要な助言・支援を行うこと。

(4) 広報・情報発信媒体の作成

本事業により実施された取組について、写真撮影、関係者へのインタビュー等の必要な取材を行い、その結果を分かりやすくとりまとめ、パブラボを広く発信するための広報媒体を作成すること。

また、本市が作成する「洛西ニュータウンまちづくりニュース」におけるパブラボの発信について、原稿作成等の支援を行うこと。

(5) 関連業務との連携

本市が別途委託する予定の「洛西タウンセンターエリア公共空間活用に向けた仮設拠点設置等の検討業務（仮）」と相互に連携を図ること。

(6) その他

市民協働の推進に向けて、本市が関係者と協議を行う際は、本市の求めに応じて助言や資料作成のサポートなどの支援を行うこと。

4 実施体制

(1) 本市が特別の事情があると認めた場合を除き、本業務に係るプロポーザル方式による手続において受託者が提出した提案書に記載された実施体制により本業務を履行すること。

(2) 本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 本業務の一部を委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、その者の商号又は名称その他必要な事項を本市に通知し、本市の承諾を得ること。

5 成果物

(1) 業務報告書 1部

(2) 本業務で取得、利用又は作成した資料 1部

(3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ 一式

電子データは Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat を基本とする。Adobe Illustrator を使用する場合は、元データに PDF データを添えて提出することとする。その他のアプリケーションを用いる場合は、本市と協議を行う。

6 検査

(1) 業務を完了したときは、速やかに完了通知書を提出し、業務を完了した旨を本市に通知すること。

(2) 検査に合格しないときは、直ちに修補することとし、修補の完了を確認するための検査の詳細については、検査員の指示に従うものとする。

7 委託料の支払条件

委託料は、次に掲げる条件で支払う。

(1) 前金払

前払金は支払わない。

(2) 部分払

部分払は行わない。

(3) 完了払

業務完了後、受託者からの請求に基づき支払う。

8 書類の提出時期

業務の各段階において、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

(1) 契約締結後 14日以内

ア 業務実施計画書

イ 業務工程表

(2) 業務完了後

ア 完了通知書

イ 請求書

9 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、本市が決定するものとする。

(2) 取組主体の都合等により、業務の履行が困難になる等、業務内容に変更が生じた場合は、本市と受託者が協議のうえ、業務内容の変更や、これに伴う契約変更及び委託料の変更を行う場合がある。